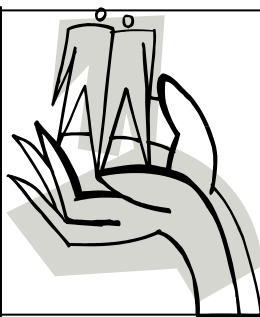


のぞみ

2021年冬季号(1月1日発行)No. 28



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

明けましておめでとうございます。昨年の年明けはオリンピック・パラリンピックの開催を控えて輝かしいものでしたが、早々に新型コロナウイルスの蔓延により軌道修正を余儀なくされ我慢と忍耐、自粛に明け暮れた苦難の1年となりました。人々の生活と世の中の仕組みがそれまでとはまるで異なる「新しい日常」が始まったこの年は長く歴史に刻まれる事になるでしょう。このコロナ禍は残念ながら越年してもまだ衰える兆しが見えません。新規感染者や重症者の数が最多を更新し医療崩壊の危機が叫ばれるニュースを見るたび不安と恐怖に襲われますが、新年にあたり改めてこの難敵と闘うための決意と覚悟を固める必要があります。



私たち成年後見のぞみ会はこうした困難な状況下、昨秋3回目の「成年後見人講習会」を実施しました(後掲報告参照)。当初受講者が果たして集まるだろうかと心配しましたが、ふたを開けてみると募集定員を上回る盛況となり、参加延べ人数は前回の倍近くを記録し成功を収めました。これもひとえにこの事業をご支援いただいている関係各位のご協力の賜物であるとともに、成年後見制度に対する認知度と関心が高まりつつあることを示しているように感じます。今年もこのシリーズは引き続き継続していくことといたしますので、一層のご理解とご声援をお願いいたします。

成年後見制度の普及促進を図る国家的プロジェクトも第3から第4コーナーに差しかかりました。各自治体の取り組みにもいよいよ拍車がかかることとなります。成年後見制度にはまだ改善すべき点がありますが欠点ばかりを強調して制度の普及に異を唱えることは「角を矯めて牛を殺す」こととなります。制度を使わないことでいかに多くの人々が不利益を被っているかを知らなければなりません。練馬区では74万区民の中には多くの高齢者や支援を必要としている人たちがいることから、社会福祉協議会と連携しながら積極的に施策を推進していくこととしています。私たちも市民後見人を目指すNPO法人としてこうした趨勢を踏まえながら様々な取り組みをしていきたいと思っております。手始めに「任意後見制度」をテーマにした講演会を行います(2月20日石神井公園区民交流センター)。老後の備えとしても必ずや有益な内容を盛り込んだお話となるはずですのでどうぞご期待ください。



今年こそ有効なワクチンや治療薬が普及してコロナを克服できるようになることを切に願っています。それまではみんなで頑張っ
て耐え忍んでいきましょう。ご安全に!

(理事長 照山忠利)

後見人講習会 報告

今年で第3回目になる成年後見人講習会を、前期・後期講習各2日の日程で、ココネリ（練馬区立区民・産業プラザ）3階 多目的室で開催しました。



<講習会概要>

開講時間 各日 9：30～16：00

	日程	主な講義内容	講師
前期講習	9/27 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の理念と概要 ● 高齢者対策、介護保険制度 ● 生活保護制度 	のぞみ会 練馬区職員 練馬区職員
	10/4 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の理解 ● 市民後見人の役割 ● 市民後見人活動報告 ● 年金等社会保険制度 	のぞみ会、 成年後見普及協会 市民後見人、後見監督人 特定社会保険労務士
後期講習	10/11 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の現状と課題 ● 成年後見制度と関連法 ● 親族後見人の活動報告 ● 後見申立書の作成研修 	のぞみ会 弁護士 親族後見人 のぞみ会
	11/7 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の展望 ● 介護運営施設長による講演 ● 参加者とのフリートーキング、質疑応答 	のぞみ会 介護運営施設長 のぞみ会

コロナ禍の中でも、募集人員を上回る受講の申込があり成年後見制度への関心の高さを感じました。受講者数は、前期のみが4名、前期及び後期が12名です。4日間の延べ数は49名でした。受講者が講習の際に記入したアンケートより、集計した内容です。

- ①受講者の年代、性別：60～70代が大半で、40代も若干名参加。女性がやや多い。
- ②講習会の受講理由：主な理由は、「家族のため」・「自分のため」で各半数の回答。家族の後見人で今後の指針を知りたい、今後の為に学習したい、テーマに興味ありなどの理由から受講されています。
- ③成年後見人に関する講習会の受講履歴：「ない」が6割弱「ある」が4割強
- ④今回の講習会に対する満足度：「満足」「やや満足」の回答者が9割弱あり、高い評価を頂きました。
- ⑤講座理解度：講座別理解度を集計すると、「とてもよく理解できた」「よく理解できた」の回答者は、8割弱でした。理解がこの講習会で一段と進んだものと思われます。

受講者の声を一部抜粋いたします。次回の後見人講習会の参考にさせていただきます。

- ・資料はよくまとまっていたのですが、説明者の声が聞き取りにくかった。
- ・質問事項がある場合、講演中に設けてほしい。
- ・福祉制度について広く知識を得られることはありがたいことです。
- ・成年後見制度の内容、現状、課題等々、その他の関連制度を含めてTotalに講義して頂き、大変勉強になりました。ありがとうございました。

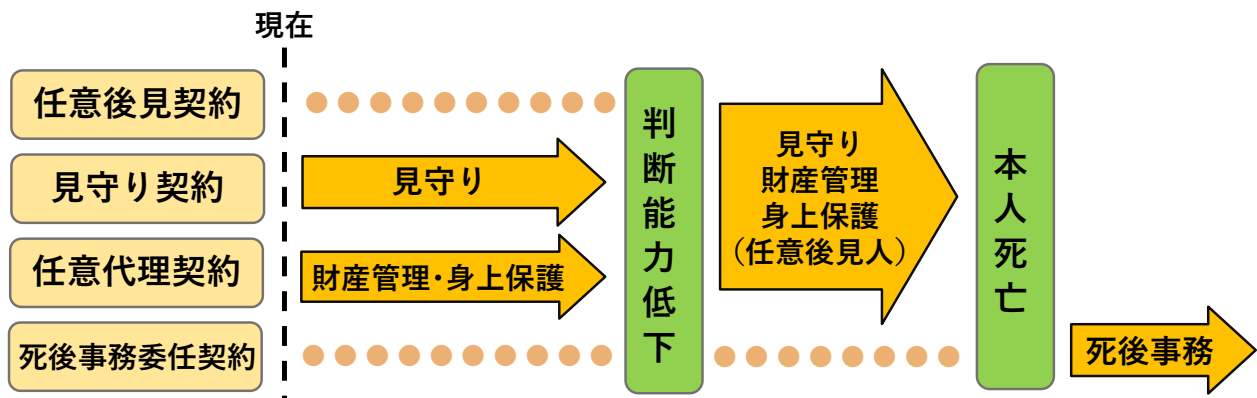
成年後見制度を知る手引き⑥

前回お話した任意後見契約と合わせて契約される「任意代理契約」、「見守り契約」、「死後事務委任契約」について説明します。

任意代理契約：前回任意後見契約は、本人の判断能力が衰え、家裁で任意後見監督人が選任された時点で開始されるとお話ししました。任意代理契約は、任意後見が開始される前に、身上保護や財産管理を任意後見受任者に委任するものです。判断能力はまだ十分なものの身体的な障害で不自由がある場合や体調不良の際に備えることが出来る契約です。また、本人の判断能力が衰える前に予め任意後見受任者に財産管理を引き継ぐことで、任意後見のスムーズな移行が期待出来ます。

見守り契約：任意代理契約と同じく任意後見が始まる前の契約です。任意後見受任者が、任意後見が開始される迄、定期的に本人を訪問し、本人の判断能力が衰えた場合には、家裁への任意後見監督人の選任申立てを依頼するものです。任意代理契約と異なり、任意後見受任者は身上保護や財産管理を行うことは出来ません。独り身の場合や、親戚がいても関係が疎遠であったり、遠方であったりして本人のもとを訪問することが出来ない場合に検討したい契約です。

死後事務委任契約：これは、前の2つの契約と異なり、任意後見が終わった後の葬儀や財産管理を委任する為の契約です。任意後見（法定後見もですが）は、本人が死亡した時点で終了します。この為、本人が死亡した後の葬儀の手配や残った財産の管理等を任意後見人に予めお願いする為の契約です。通常、葬儀等の手配は親族が執り行うものであり、また、本人が死亡後の財産管理は相続人が行います。この為、独り身の場合や、これらのことを任せられる親族がいない場合に検討したい契約です。



ホームページをご覧ください

当会のホームページは下記アドレスからアクセスできます。当会の活動内容や会報誌のバックナンバー等を掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

また、成年後見人講習会（セミナー）や今後開催を計画している講演会のご案内も行っていきますので、よろしくお願ひいたします。

◆ホームページのアドレス <http://www.kouken-nozomi.org/>

歴史の散歩道

◇鴻池の起源◇

文久三（1863）年四月下旬のこと、大坂の今橋二丁目に、天下一の大金持ち鴻池善右衛門の本店があった。鴻池の先祖は、「我に艱難辛苦を与えたまえ」と天に念じたという、尼子の勇将山中鹿之助だったそうで、鹿之助は主家再興のため苦勞した拳句の果てに非業の死を遂げた。この鹿之助に二男一女があって、次男を山中新六といい、父の死後新六は摂津の国伊丹の鴻池に住んでいた親族に養われて成人した。

新六はこれから武士より商人の時代だということで、あっさり武士を捨てた。そしてさんざん苦勞した結果、やっと酒造業に活路を見出した。鴻池村は伊丹の西にあって、酒造で有名な灘からそう遠くはない。酒造家となった鴻池が、大をなした原因の一つに清酒の発明醸造がある。それまで今でいう濁り酒しかできなかった日本の酒造界に、一大革命が行われて清酒がつくりだされるようになったのは、江戸時代のはじめ頃でその発明者は鴻池だった。

同家の言い伝えによると、ある時不始末のあった雇い人を辞めさせたところ、その男が逆恨みして灰を酒樽に投げ込んでいったという。ところがどうしたことか、ドロクだった酒樽がなんときれいに澄んでいた。驚き呆れつつなおも研究を重ねて、とうとう清酒をつくりだすことに成功した。以来、鴻池の清酒が評判を呼んで、事業は大いに発展した。ところで、関西には伏見や灘といった天下に冠たる酒どころがあるが、将軍のおひざ元である江戸にはロクな酒はなかった。

そこで将軍愛用の剣菱をはじめ、大名や武士たちの飲む酒はみな上方から運んでいた。これが大阪から江戸間の航路の開発と発展をもたらしたもので、樽廻船などという名称は酒の運搬から生じたものである。鴻池家も江戸へ自家製造の酒を運ぶために、とうとう廻船問屋を兼営するようになった。これが事業拡張の始まりとなって、大名の参勤交代の輸送を引き受けるようになり、大坂に酒造店を開いたり両替商を営んだりとだんだん間口が広がっていった。

そして、大店となった鴻池は、東大坂の湿地帯の開墾を請け負って8千町歩の美田に変えたことがある。これが今に残る鴻池新田で、この収穫高に各藩より貰っている扶持米を加えると、優に一万石以上の大名に匹敵すると言われた。

会員募集中

私たちは成年後見制度の普及・啓発活動を行いながら、やがて「市民後見人」としての地歩を築いていくことを目指しています。この趣旨に賛同し、支援して下さる会員を募集しています。

会員の種別および会費（年額）は次のとおりです。

◆正会員 6,000円 ◆賛助会員 3,000円（企業・団体は20,000円）

お問い合わせ、お申し込みは下記までお願いいたします。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org